

「日興THEO約款」の改定内容の新旧対照表

2022年10月26日

2022年10月26日より日興THEO約款を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
<p>第1条(約款の趣旨)</p> <p>この約款(以下、「本約款」といいます。)は、お客様がS M B C日興証券株式会社(以下、「当社」といいます。)の証券口座において、お客様が株式会社お金のデザイン(以下、「お金のデザイン」といいます。)と締結した投資一任契約(以下、「本投資一任契約」といいます。)に係る有価証券(外国証券/上場投資信託(E T F))のお取引等(以下、「THEO取引」といいます。)を実施する事等に関する取扱い方法を定めることを目的とするものです。本約款に特段の定めがない事項につきましては、当社の「約款・規定集」およびお金のデザインの「投資一任契約約款」の適用を受けるものとします。また、本約款と当社の「約款・規定集」との間に矛盾または抵触が存在する場合は、本約款の規定が優先的に適用されるものとします。</p>	<p>第1条(約款の趣旨)</p> <p>この約款は、お客様がS M B C日興証券株式会社(以下、「当社」といいます。)の証券口座において、お客様が株式会社お金のデザイン(以下、「お金のデザイン」といいます。)と締結した投資一任契約(以下、「本投資一任契約」といいます。)に係る有価証券(外国証券/上場投資信託(E T F))のお取引等(以下、「THEO取引」といいます。)を実施する事等に関する取扱い方法を定めることを目的とするものです。この約款に特段の定めがない事項につきましては、当社の「約款・規定集」およびお金のデザインの「投資一任契約約款」の適用を受けるものとします。また、この約款と当社の「約款・規定集」との間に矛盾または抵触が存在する場合は、この約款の規定が優先的に適用されるものとします。</p>
<p>第5条(取引の執行・保管)</p> <p>1. 省略</p> <p>2. <u>当社は、お客様と累積投資契約を締結する場合、THEO口座に預託された資産について、累積投資契約に基づかないものも含め、全て累積投資契約によるものとして保管、管理することとし、お客様はこれに同意するものとします。また、お客様は、当社との累積投資契約を解約した場合においても、累積投資契約を解約した後にTHEO口座に預託された資産を含め、引き続き全て累積投資契約によるものとして当社が保管、管理することについても同意するものとします。</u></p> <p>3. <u>THEO口座のお預り金のうち、有価証券(外国証券/ E T F)の売買単位に満たず、買付に用いられなかったものは、その入金方法に関わらずTHEO口座に運用の為に入金される他のお預り金と合算され、以後の買付に用いられるものとします。</u></p>	<p>第5条(取引の執行・保管)</p> <p>1. 省略</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>
<p>第6条(外国証券)</p> <p>1. THEO取引に関しては、別に定める場合を除き、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管およびその他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを本約款に基づき開設されるTHEO口座により処理します。</p> <p>2. THEO取引に係る外国証券は、次の各号に定めるところによるほか本約款に従い管理等されます。</p> <p>1)~2) 省略</p> <p>3) お客様が有する外国証券(みなし外国証券を除きます。)が当社の保管機関に保管さ</p>	<p>第6条(外国証券)</p> <p>1. THEO取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管およびその他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを本約款に基づき開設されるTHEO口座により処理します。</p> <p>2. THEO取引に係る外国証券は、次の各号に定めるところによるほか本約款に従い管理等されます。</p> <p>1)~2) 省略</p> <p>3) お客様が有する外国証券(みなし外国証券を除きます。)が当社の保管機関に保管さ</p>

<p>れた場合には、お客様は、適用される準拠法および慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載または記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。なお、<u>本約款</u>において、「みなし外国証券」とは、当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利をいうものとします。</p> <p>4)~9) 省略 3~4. 省略</p>	<p>れた場合には、お客様は、適用される準拠法および慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載または記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。なお、<u>この約款</u>において、「みなし外国証券」とは、当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利をいうものとします。</p> <p>4)~9) 省略 3~4. 省略</p>
<p>第7条(分配金等の処理)</p> <p>外国証券の分配金等に関して、金銭配当の場合は、決済会社が受領し、THEO取引における配当金支払取扱銀行(外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等)にあっては分配金支払取扱銀行)を通じその計算したところから<u>お客様のTHEO口座に入金します。</u></p>	<p>第7条(分配金等の処理)</p> <p>外国証券の分配金等に関して、金銭配当の場合は、決済会社が受領し、THEO取引における配当金支払取扱銀行(外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等)にあっては分配金支払取扱銀行)を通じその計算したところから<u>お客様に支払います。</u></p>
<p>第11条(口座振替)</p> <p>1. <u>お客様は、当社と累積投資契約を締結することで、原則として毎月THEO口座への入金について、お客様の指定する口座(お客様が金融機関または資金移動業者に開設した口座をいい、以下「指定口座」といいます。)</u>から当社の口座への振替の方法により行うことが可能です。(以下、「口座振替サービス」といいます。)</p> <p>2~7. 省略</p> <p>8. 口座振替サービスの終了</p> <p>次のいずれかの場合には、口座振替サービスは終了します。</p> <p>1) お客様が当社所定の<u>手続</u>により、口座振替サービスの解除をされた場合</p> <p>2)~4) 省略</p> <p>5) やむを得ない事由により当社が口座振替サービスの解除を申し出た場合</p> <p>口座振替サービスが当社が別途定める日(以下「終了締日」といいます。)以前に終了した場合、口座振替の取扱いは、当該終了締日以降に最初に到来する振替日から行われなくなるものとします。また、口座振替サービスが終了締日以降に終了した場合(ただし、当該終了の時点において口座振替の取扱いが停止中である場合を除きます)、当該終了締日以降に最初に到来する振替日における指定口座からの引落しは行われますが、当該金銭は有価証券の売買には用いることはせず、当社が別途定める日にお客様の証券口座のお預り金に入金します。なお、買付停止に間に合わず、有価証券の買付が行われた場合は当社により解約を実施し、売却代金を証券口座のお預り金に入金します。この場合において、指定口座から引き落とされた金額(以下本項において「引落額」といいます。)</p>	<p>第11条(口座振替)</p> <p>1. <u>お客様からのお申込みにより、原則として毎月THEO口座への入金について、お客様の指定する口座(お客様が金融機関または資金移動業者に開設した口座をいい、以下「指定口座」といいます。)</u>から当社の口座への振替の方法により行うことが可能です。(以下、「口座振替サービス」といいます。)</p> <p>2~7. 省略</p> <p>8. 口座振替サービスの終了</p> <p>次のいずれかの場合には、口座振替サービスは終了します。</p> <p>2) お客様が当社所定の<u>手続き</u>により、口座振替サービスの解除をされた場合</p> <p>2)~4) 省略</p> <p>5) やむを得ない事由により当社が口座振替サービスの解除を申し出た場合</p> <p>口座振替サービスが当社が別途定める日(以下「終了締日」といいます。)以前に終了した場合、口座振替の取扱いは、当該終了締日以降に最初に到来する振替日から行われなくなるものとします。また、口座振替サービスが終了締日以降に終了した場合(ただし、当該終了の時点において口座振替の取扱いが停止中である場合を除きます)、当該終了締日以降に最初に到来する振替日における指定口座からの引落しは行われますが、当該金銭は有価証券の売買には用いることはせず、当社が別途定める日にお客様の証券口座のお預り金に入金します。なお、買付停止に間に合わず、有価証券の買付が行われた場合は当社により解約を実施し、売却代金を証券口座のお預り金に入金します。この場合において、指定口座から引き落とされた金額(以下本項において「引落額」といいます。)と、当該売却代金の金</p>

<p>と、当該売却代金の金額とが異なるときであっても、当社は当該売却代金全額を証券口座のお預り金に入金することによって、お客様への引落額の返還債務を完全に履行したとみなすものとします。</p>	<p>額とが異なるときであっても、当社は当該売却代金全額を証券口座のお預り金に入金することによって、お客様への引落額の返還債務を完全に履行したとみなすものとします。</p>
<p>第16条(相続) お客様に相続が発生した場合、相続人は当社に届出を行いません。当社はおお客様の相続発生に係る情報をお金のデザインへ共有し、お金のデザインでは投資一任契約約款に基づく<u>手続</u>を開始します。</p>	<p>第16条(相続) お客様に相続が発生した場合、相続人は当社に届出を行いません。当社はおお客様の相続発生に係る情報をお金のデザインへ共有し、お金のデザインでは投資一任契約約款に基づく<u>手続</u>を開始します。</p>
<p>第18条(投資一任契約の解除後の配当金等の処理について) 1. 本投資一任契約の解除後に配当金や還付金等が発生した場合は、お客様の証券口座に入金します。 2. 証券口座が解約されている場合はお客様が登録されていたお客様の銀行口座へ送金します。 3. お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の<u>手続</u>が完了している場合は、相続人・受遺者の銀行口座に送金します。</p>	<p>第18条(投資一任契約の解除後の配当金等の処理について) 1. 本投資一任契約の解除後に配当金や還付金等が発生した場合は、お客様の証券口座に入金します。 2. 証券口座が解約されている場合はお客様が登録されていたお客様の銀行口座へ送金します。 3. お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の<u>手続</u>が完了している場合は、相続人・受遺者の銀行口座に送金します。</p>
<p>第22条(THEO口座の解約) 当社は、以下の事由が発生した場合、THEO口座の解約が出来るものとします。 1) お客様が当社所定の<u>手続</u>により、THEO口座の解約をされた場合 2) ~ 4) 省略</p>	<p>第22条(THEO口座の解約) 当社は、以下の事由が発生した場合、THEO口座の解約が出来るものとします。 1) お客様が当社所定の<u>手続</u>により、THEO口座の解約をされた場合 2) ~ 4) 省略</p>
<p>第24条(約款の変更) <u>本約款</u>は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。</p>	<p>第24条(約款の変更) <u>この約款</u>は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。</p>
<p style="text-align: right;">2022年10月26日改定</p>	<p style="text-align: right;">2022年9月21日改定</p>